

# 平成26年度 橘処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会 第20回 議事録（要約）

日 時 平成26年7月24日（木） 18時30分 ～ 20時10分

場 所 橘処理センター3階会議室

## 1 会長あいさつ

---

## 2 条例方法審査書の公告について報告

### 【概要】

平成26年7月18日に公告された条例方法審査書について報告を行いました。審査結果については、環境影響評価項目の選定ならびに環境影響の調査、予測及び評価の方法は、おおむね妥当であるという内容となっています。今後、条例環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に際しては、条例環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載した内容に加え、審査意見の内容を踏まえて、環境影響の調査、予測及び評価を行うことが確認されました。

### 【発言要約】

事務局： 【内容報告】

会 長： おおむね妥当であるというのは、条例方法審査書のすべての項目について言えるわけではなく、いくつか注文事項もあります。そこを簡単に御説明頂けますか。

事務局： 条例方法審査書ですが、「全般的事項」については、環境影響評価の項目の選定についてはおおむね妥当であり、これに基づき環境影響評価の予測及び評価を行うこととなっています。次に「個別事項」については、全般的におおむね妥当であるという中に、多少の御意見を頂いております。「大気質」では、予測及び評価の方法はおおむね妥当であるが、煙突等の解体時にダイオキシン類の飛散が懸念されることから、煙突等の解体計画及び飛散防止対策を準備書で明らかにすることとなっています。「地盤（変状）」では、定量的な方法を優先し、予測を行うこととなっています。「緑（緑の質、緑の量）」では、準備書において植栽基盤を支える造成地盤の構造を明らかにした上で予測及び評価を行うこととなっています。「低周波音」では、定量的な予測方法についても検討することとなっています。「産業廃棄物」では、解体する建築物等に石綿含有建材の使用が懸念されることから、石綿含有建材の使用箇所、使用量、石綿の種類等を現地調査により把握し、できる限り定量的な予測及び評価を行うこととなっています。その他の項目についてはおおむね妥当となっています。続いて「環境配慮項目に関する事項」については、

環境影響評価の中で予測及び評価の方法が確立されていない項目について、スタンスや配慮していく事項を記載しています。その中で、方法書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、準備書において環境配慮の具体的な措置の内容を明らかにすることとなっています。条例方法審査書では、今回の方法書で示した予測及び評価の方法についてはおおむね妥当であるとなっており、準備書を作成していく上で、注意すべき事項が記載されています。

### 3 議事

#### (1) 議題

##### ア 公害防止計画（排ガス基準）について

###### 【概要】

基本計画で策定した排ガスの基準からさらに2割減した値について、引き続きメーカーヒアリング及び詳細検討を行い、建築面積への影響及び薬剤使用量等の用役量を精査した結果について説明を行いました。メーカーヒアリングでは、橘処理センターの敷地条件等を示し、排ガス処理設備は乾式方式を基本とし、精査したところ、各メーカーとも、コスト増はあるものの、スペース増はほぼ必要なく、可能であるとの回答をいただきました。今後、乾式処理を基本とし、2割減を自主基準値とすることが確認されました。

###### 【発言要約】

事務局： 【資料説明】

委員： ランニングコストが書いてありますが、イニシャルコストがないので、コストパフォーマンスが分かりませんし、比較検討が出来ません。情報をどこまで開示するのが背景にあると思いますが、コストパフォーマンスがよくて、一番安全なものが欲しいのです。例えば、設備については、コストが同じであれば、より安全で耐久性のある方が優位ということになります。それと、湿式と乾式でどちらがいいのでしょうか。湿式の場合でも、施設内の配置計画として設備を立体的に重ねることもできるでしょうし、工夫の可能性もあると思います。湿式か乾式のどちらがいいのか、分からないので、精査して頂いて、具体的な理由を説明して頂かないと何もコメントできません。

委員： 今回、ランニングコストは出していますが、イニシャルコストは出ていません。けれども、これは面積で現れています。つまり、設備がどの程度のスペースを必要とし、建設面積として大きくなるかということです。発注方式は性能発注になるので、こちらが示した性能条件に対して

各メーカーは、それぞれの色々な技術を駆使して受注金額を提案してきますので、現時点で金額の提案は難しいということです。けれども、設備の必要面積はイニシャルコストに反映してきます。また、湿式と乾式について、橘処理センター、王禅寺処理センター及び浮島処理センターは乾式で排ガス処理を行っていますが、堤根処理センターは、湿式で行っています。湿式は、薬剤費が安く済むというメリットがありますが、設備のメンテナンスが非常に大変になりますし、洗煙塔は焼却炉やバグフィルターよりも非常に大きく、上下に設備を配置するのは無理です。その大きな設備で、排ガスを水溶液で洗浄するので、その水を処理するのも大変になります。水を使うので、機器自体も錆びやすく、メンテナンスが大変です。橘処理センターを今後30年稼動していくことを考えていくと、やはり湿式よりも乾式の方が維持管理しやすいと思います。確かに湿式だと薬剤費は下がり、年間のランニングコストは少なくなるので、その面での財政的メリットはありますが、イニシャルコストや維持管理費は逆に高くなります。堤根処理センターも古くなっていますので、現在、大規模な改修工事を行っていますが、全部の設備を一度に改修できないような大きな設備となっております。そのため、順番に改修工事をすすめているところです。

委員： プラス600m<sup>2</sup>は大きな増加分で、建築基準法の建ぺい率や、日影の制限といった高さの問題があるので、湿式の採用は難しいと考えます。前は、一般論での検討が主だったため、建築面積は増加するとの回答でしたが、さらに橘処理センターの条件を示し、精査してもらったところ、乾式であれば、自主基準値を2割減らしてもコスト増はあるものの、スペース増はほぼ必要なく可能であるということがわかりました。

委員： 回答のあったメーカーというのは、乾式での回答でしょうか。

委員： 乾式で2割減できるという回答です。

委員： これらのメーカーは両方の技術を持っていますので、比較を踏まえた回答です。

委員： イニシャルコストは現時点では示せませんが、どのメーカーも特許を取って色々な技術を持っていて、方法が異なるところもありますが、ほぼ同じイニシャルコストかと思っています。ただ、A社のランニングコストが他に比べて少ないように感じますが、契約は総合評価方式で行いますので、各メーカーから詳しい提案を示してもらい、確認できます。

委員： 委員の意見を聞くと運営面での理解も出来ます。運営の問題点が選択の中に入ってくることで、我々に教えてくださると理解し易いです。行政が選択して、良いものを選んでいくということが一番のポイントになります。それから、排ガス基準をさらにどこまで下げられるのでしょうか。おそらく、この2割減をクリアできるということは、まだ技術的に

余裕があるはずだと思います。2割と言わず、コストがあまり変わらなければもっと下げてもいいという考えが出てきます。

委員： 以前、協議会の中で、現状の排ガスの測定値を紹介しました。現状でも法律よりさらに厳しい基準を設けている排ガス自主基準値は、メーカーが保証する数値ですから、絶対にこれを超えてはいけない数値となります。したがって、運営を考えると、排ガス自主基準値よりも、さらに低い数字となっています。

委員： 下げられるなら、下げた方が環境にもいいです。

委員： 下げるためには、薬剤を増加させたり、設備を変更したり、条件が変わってきます。

委員： それはコストパフォーマンス性の問題になります。

事務局： 確かに、面積やコストに制限がなければ、もっと下げられる余地はある可能性は考えられます。これまで、メーカーにも確認しましたが、回答のあったメーカーにとっても、大きな条件変更を伴わない場合、この2割減が限界値ですという判断をしています。その理由は、橘処理センターの狭い敷地の中で、法律上、建築面積を増やせないことと、費用もなるべく増加しないようにと条件を付け、どこまで下げられますかというのもヒアリングした上での限界値となります。

委員： 現在の橘処理センターもそうですが、法令による排ガス規制値はこれよりもずっと上です。ですが、実際は、自主基準値よりもずっと下で運営しています。川崎市の4つの処理センターはISO14001の中で、環境配慮をしていて、自分達で目標値を作りながら、そこを目指して管理をして、運営の数値を維持しています。現在、古い機械でも達成出来ていますが、最新式の設備が入って、職員がそういう意識で運営していけば、排ガス自主基準値よりもかなり低いレベルで運営できると思います。運営時の測定値までメーカーは責任を持ってないと思います。

委員： つまり、メーカー保証の限界値ということですね。技術的な限界値ではないということですね。

委員： そうです。技術的となると運転操作も入ってきます。メーカーが示しているのは設備としての保証値なので、設備の大きさや土地の面積やランニングコストが条件となっているわけです。運営時の測定値ではもっと低くなります。

会長： 排ガス基準値にも、いろいろな観点があるようです。ひとつは、法令の基準値、それから自主基準値、さらに運営時の測定値といったものもあるということですね。ですから、自主基準値よりも運営において、もっと下げられる現状であるということですね。

委員： 運営では、基準値ではなく、目標値です。

会長： 基準値ではなく目標値になるけれども、その目標値を目指して運営して

いるということですね。自主基準値というのは、公にされるものであってかなり法的な意味を持ってくるというのがあります。

委員： 入札の時、メーカー保障性能も一線で同じということは絶対ないと思います。ですから、「より」というのは必ず付くと思います。コストがあまりに高くして適正利潤を出さないと企業自体がやっていけないので、当然バランスがあると思います。実際、運営で頑張っているわけですが、少しでも自主基準値を下げてもらえるよう、メーカーにももっと頑張ってもらいたい。スタンスの問題だと思います。ここまで頑張ってもらって、この2割減になったわけです。もう一つの大きなポイントは運営されている職員が頑張っていて、基準値よりさらに下げているわけですが、それに合った設備になるよう頑張ってもらいたい。メーカーさんとのギリギリの戦いになると思いますが、そこを配慮しながら進めていただきたいというお願いです。

委員： 今までは、入札で一番金額が安いメーカーが落札していましたが、ただ、安いだけでなく、コストパフォーマンスもあり、性能的にもいい点があるなど、総合的に評価していく総合評価落札方式を行う予定で、今はいろいろなところでこの入札方式を行っています。いろいろなメーカーの特徴が出てくると思います。

会長： 7月1日の検討協議会以降、具体的な折衝を重ねられたということ想像します。その結果、今回の報告に至ったのだと思います。ただ、これでいいというわけではなく、より一層内容の充実した安心安全かつ納得の行く内容になるよう努力してほしいと思います。条件の変化などで、これより後退せざるをえないということがありますか。

委員： この方向で進めていくと決めても財政の問題はあります。予算があり、お金がかかる内容なので、財政的な反対が出る可能性はあります。王禅寺処理センターの薬剤費は約1億円強ですが、今回は倍の約2億円強となり、ランニングコストが上がります。当然、これは市民の方の税収で支払うとすれば財政的に反対される可能性はあります。

会長： 財政の話を持ち出しては、今までの協議が無意味になります。これだけのことを検討する上で、財政面は常に裏側にあって、それを考慮しながら協議を進めてきたわけです。財政の話を持ち出されたら、水を差すような感じですよ。

委員： これまで協議を進めてきましたが、事実として、具体的に財政の話が出てくるということです。絶対という保証はないということをご理解頂きたい。我々も頑張ります。みなさんと2年間以上掛けてここまでやってきているので、こういう橘処理センターを作りたいと説明していきます。

会長： 王禅寺処理センターの場合、非常に安く落札されたと聞いています。何

年も経って、マーケティング競争があり、その他の状況の変化の中でもあんな安いコストは期待できません。

委員： 王禅寺処理センターについては、あまりにも落札が安すぎたことを財政も知っています。この内容を踏まえて、庁内での調整を行っていきます。今まで、協議してきた内容について、今後もメーカーに見積を依頼して、イニシャルコストを整理し、それを庁内でも説明していきます。

委員： 簡単に言えば、頑張ってくださいということですね。

委員： そういうことです。私から「やりません」というわけではありません。みなさんとこれまでやってきたわけなので、これを踏まえて進めますということです。ただし、この協議会で決まったからといって、絶対という約束は出来ませんが、今まで地域住民とこれだけ積み上げてきて、これをやっていきたいということは説明していきます。それをみなさんに応援して頂きたいのです。

会長： これだけの協議を重ねてきた中で、これを可能なものとして全力をあげて頑張ってください。

委員： もう一つ、以前も話をしましたが、排ガス自体が常時どれくらいの濃度で排出しているのか、ある意味常時観測のようなものというのが、赤外線を使った分光器である程度出来ます。そうすると、常時どれくらいダイオキシンが出ているのかが分かります。今の調査の仕方だと、定点である期間見ていくという調査をなさっていると思います。

委員： ダイオキシンについては、排ガスから直接採取して、どれくらい含まれているかを分析機関にて調べています。技術的に常時監視は難しいので、分析にかけています。

委員： 常時に近い状態で監視できるというのも技術的にはあると思うので、加味して頂きたい。原価償却を考えると、30年では、そんなに増えるわけではないので、職員が運営で抑えている実態をもっと明らかにしてもいいし、やっぱり新しい橘処理センターの方式があってもいいのではないかと思います。そういったものを具体的にお考え頂ければというお願いです。

委員： ダイオキシンの常時監視は現在のところ装置がなく、あくまでもダイオキシンの代替物質による相対的な監視装置となりますが、研究は進んでいるようです。その代わりに、川崎市の各処理センターでは、一酸化炭素を連続測定しており、一酸化炭素とダイオキシンにも相関関係がありますので、それによりダイオキシンの間接的監視としています。

委員： 分光器を使うことによって、新しい物質を見つけることが出来ます。物質固有の反射率があるので、周波数帯域、光の強度という物質測定を行い、違う物質ならその波形をもう一度研究センターで調べなおして、どんな物質か組成が分かります。このように、常時安心できるということ

を一般の人にどう伝えられるのかを配慮して欲しい。こういうことが、技術革新とかイノベーションだと思うので、せっかくやるなら新しいチャレンジをして、いい施設を作っていくということを積極的に取り組んで頂きたい。

委員：委員の仰る赤外線というのは、個体を見るものですね。今の、バグフィルターは非常に性能がよくなっておりまして、国立環境研究所の研究でも、PM2.5も取れると言われていています。PM2.5というのは、非常に微粒子ですので、煙突からもそういったものは出ていないというのが定説になってきています。ダイオキシンも、ダイオキシン類と言われていて、何百種類もあるものをリン酸イオンに換算した数値になります。PCBもコプラナーPCBという形でダイオキシンの一種ですし、色々な構成があるので、それを連続的に測定するのは非常に難しく、出てきた値に対して、色々な分析を掛けて、それを一つのダイオキシンに換算して、計算で出しています。

委員：新しい技術だと、レーザーを飛ばして、波形を見えています。

委員：ダイオキシンについては、そこまで開発が進んでいません。

委員：北海道科学大学では、ハイパースペクトルカメラで、それに近いことを研究しています。ただ、まだ供用開始まで10年近くあります。

委員：10年後に契約すれば、可能かもしれませんが、もうすぐ契約に入るので、今の技術で契約するしかありません。

委員：それは、拡張性を持たばいいということです。

委員：総合評価落札方式の入札の中で、メーカーの利点として提案して欲しいと考えています。

委員：それは、違うと思います。今はまだ研究段階ですが、実用化されていくかもしれません。

委員：今後実用化されていけば、後から設置することは可能だと思います。

委員：それを、拡張性を担保するような形で、計画しておいてもらいたいです。

委員：スペースを作っておくということであれば、可能です。

委員：そういうのを具体的におかないと、後付けというのは難しいです。

委員：今の橋処理センターが出来たときは、排ガス処理設備はほとんどありませんでした。後から、電気集じん機をバグフィルターに替え、消石灰を噴霧するようにしました。

委員：既存の橋処理センターでは、アルカリ系薬剤の消石灰を噴霧しています。これも、法律が変わり、規制がかかってから、後付けしています。これまでも法律や規制が変わる毎に、装置を変えていきました。また、正規の排ガス分析は、外部に委託していますが、適宜、化学職の職員も調べています。計量証明機関ではないので、正規の数値ではないですが、常に排ガスの状況を把握しています。今後、さらに技術が開発されれば、

ダイオキシン等もできると思います。

委員： 原発でもそうですが、事故の対応や、装置的な配慮が必要になってくると思います。昨年、橘処理センターでもバグフィルターが燃えたわけですよね。

委員： 粗大の方ですね。焼却場は燃える構造にはなっていません。

委員： バグフィルターに不具合があると、排ガスがそのまま出てくるので、2重3重の対策など、現時点ではわからないこともこれから運営していけば、いっぱい出てくると思います。それをなるべく発注時に解消するほうがいいと思います。御配慮をお願いしたい。

委員： 災害で一番恐いのは地震ですが、建屋も強度を上げて、強い地震に対しても大丈夫なように検討をしています。あとは、緊急的にどう止められるかについてですが、焼却場で何かあったら、すぐに外に排出しまう構造ではありませんが、緊急的に止められるというのが大事だと思います。それは、安全装置に十分配慮しながら、各メーカーとのやり取りの中で厳しくしていかないといけないと思っています。

会長： 排ガスの常時監視システムについて、どのようにお考えでしょうか。

委員： 常時監視は既にやっています。ダイオキシンだけは出来ないということです。もしできる技術があれば、当然採用していきます。今のところ、連続測定できるというのは聞いたことがありません。

会長： モニターに排ガスの数値を表示するようにするわけですよね。

委員： はい。ですが、どこの焼却場に行っても、ダイオキシンの連続監視した数字というのはありません。

会長： 技術的に難しいのですか。

委員： 今は研究段階ですが、技術的に確立すれば後付けでも設置できます。

委員： 毒性の高いものにレーザーを飛ばして分光器で分析すれば波形が出るので、それを見つけ出すことはできると思います。ただ、種類が多いので大変です。

委員： 種類が多いのと、ごく微量の世界なので、簡単には分析出来ません。

会長： 不測の事態を考えるといろいろありますが、十分考慮して進めて行ってほしいと思います。詳細検討の結果、今後、計画段階に入っていきます。整備計画について、ご説明して頂きたいと思います。

委員： 今まで基本計画で排ガス自主基準値を示していましたが、今後、整備計画では、600tのごみ焼却処理施設でストーカ式で排ガス基準値はこの2割減で厳守しなさいというのを記載していきます。場所の問題や条件もすべて記載します。

会長： それに向けて地固めが出来たという理解でよろしいでしょうか。では、本日出た様々な意見に御配慮頂きまして、よろしくお願い致します。



## イ 公害防止計画（騒音基準）について

### 【概要】

騒音基準を準住居地域の基準に引き上げるため、引き続きメーカーヒアリング及び詳細検討を行った結果について説明を行いました。引き上げるためには、より大型の消音設備等が必要となり、建築面積も約10%の増加が見込まれるので、建築基準法の建ぺい率を遵守できないおそれがあることから、法令による準住居地域の基準と準工業地域の基準の平均値を自主基準値とすることが確認されました。なお、この自主基準値は、さらに騒音軽減の効果が考えられる造成地盤を考慮しない場合の値であるとの説明を行いました。

### 【発言要約】

事務局： 【資料説明】

委員： この周辺の用途地域は何地域でしょうか。

委員： 準工業地域です。ただ隣接して、周辺に準住居地域がありますので、法律上は両方の数値の平均値となります。

委員： 道路の向かい側は準住居地域ですね。

委員： 市外化調整区域になります。橋処理センターの隣の直近は準住居地域となります。だから、ここは準工業地域なのですが、準住居地域に隣接しているので、平均値のレベルにすることが法律で規定されています。

委員： これは法律的な基準ということですね。

委員： そうです。さらに、厳しく準住居地域の基準で出来ないかと検討しましたが、やはり橋処理センターの騒音基準を厳しくするためには、スペースが必要となりますので、難しいというのが回答です。ただ、造成地盤を計画していますので、それによる効果があるのではないのかと考えていますが、現時点では、検証できません。減音効果はあると考えています。造成地盤をつくり、上に土を置いて、木を植えてという計画をしていますが、その土の盛土がどのくらいなのかによって効果が違うということです。だから、この造成地盤がない場合、今のように建屋のみだった場合でも、この法律の基準は守ります。

委員： 植栽をすれば、また変わりますよね。

委員： 効果がかなりあると考えています。緑を多くするという計画になっていて、環境影響評価でイメージ図も出しているように、周囲にも木を植えていきますが、その効果というのは現時点では検証ができません。今回の基準値はこれでご理解頂きたいと思います。

委員： 素材もどんどん変化しているので、いろいろなものを調べて頂いて、よりコスト効率がよくて、音を抑えられるものを、リサーチしていい形を探してほしい。これで満足するのではなく、どういうふうに変えていくのかというのを継続してお願いしたいと思います。やはり、基準とい

うのは今後大きなものになりますので、頑張ってくださいというお願いです。

委員： 排ガスは装置によって決まっていますが、防音材については、どんな素材を使うのか、契約時に詳細を決めていません。その時代によってどんどん新しく良い物が出てきます。工事が始まったとき、川崎市が材質の検査をします。そのときに、よりいいものを見極められます。

委員： 防音材はだいぶ良くなってきていますね。段々、薄くなっていますし、いいものがこれから出てくると思います。

委員： そうですね。ただ、その防音材をつけるためには、枠が必要になります。機械を入れる枠、部屋を作る枠です。それが、どうしてもないと駄目なので、その中にどれだけ、防音性のいいものを作っていくかです。据え付けるのは、平成32年頃かもしれませんが、その時のよりいい材料を入れていくというのを、今から配慮していきます。

会長： 造成地盤による減音効果をシミュレーションが出来ないが、かなり効果があるということですね。

事務局： 誤解があるようなので、説明させていただきますが、造成地盤の減音効果シミュレーションが出来ないわけではなくて、シミュレーションは出来ます。ただ、造成地盤というものがどういうものなのか設計しているわけではないので、例えばコンクリートの厚みや土の量や緑の植える量がどのくらいかが決まっていないので、現段階ではシミュレーションに掛ける条件が足りないということです。今後メーカーを決めていって、建設工事を始めていく中で、まず建設する前に、この基準が守れるかどうかを、造成地盤を含めたシミュレーションを行います。その段階では設計が固まっているので出来るのですが、現時点では条件が足りないので、シミュレーションは難しいということになります。決して出来ないわけではありません。

会長： そのように御説明頂きたかったです。それに関連して、なぜ造成地盤にすれば、減音効果があるのかということについて、音源がこの図面の中で、関連性を御説明して頂けなかったのが、理解し難いのです。御説明して頂けますか。

事務局： 音源となる機械の中で、コンプレッサーや送風機などの騒音源を出来る限り造成地盤の下に配置するという計画としております。

会長： つまり、音を出さない対策の目的を考えた場合、音源になる機器の多くは造成地盤の下になる配置なので、一定の効果が見込まれるという理解ですね。それで、準工業地域と準住居地域の平均値でやるということでしょうか。

委員： そういうことになります。

委員： あくまでも、法律的に平均値を入れているのは、妥協点でしかありませ

ん。だから、そこは具体的にしていけば、少し変わるのではないかと思います。

委員： メーカーにこの規制値でどういう設計をしますかと問いかける話なので、他の施設でも騒音測定値自体はもっと低いです。ただ、メーカーとしてこれをクリアするためには、この設備よりもっと万全を期して、増強しなくてははいけません。設計として増強分が盛り込まれ、それがコストにも影響します。

事務局： 前回、現状どのくらいなのかという質問がありましたので、実際に騒音計で測ってみました。みなさんがいらっしゃる前にここの会議室で測ったところ、およそ 45db でしたが、窓を開けて外部を測ったところおよそ 60db ありました。その要因は市民プラザ通りの車両騒音とされます。先日、橘処理センターの周辺地域も計ってみました。街中の騒音としても、60db ありましたし、新作小学校の脇で測ったときにちょっと静かでしたが、それでも 55db くらいでした。つまり、ここに書かれている法規制基準というのは、かなり静かだということを御理解頂きたいと思います。それと、排ガスと違う点は、排ガスの発生源は街中にはありませんが、騒音の発生源というのは、ここだけではなく、街中にも色々あります。その中でも橘処理センターはこういった低い値で配慮していきます。なおかつ、造成地盤の効果も見込めるので、十分に準住居地域に配慮した基準で進めていけると理解してください。

会長： 期待になりますが、全国的に珍しい造成地盤による施設になりますので、かなりの減音効果が期待できるわけですね。そういう風に理解しております。

委員： そう思います。もしかしたら、この施設よりも街中の方がうるさいかもしれません。

委員： 全休炉の時にも測る予定です。橘処理センターが稼動していても、この会議室で 45db ですから、建物内でこれだけ静かなので、敷地境界でも十分に静かではないかと思っています。

委員： 部屋が繋がっているわけですから、建物内の方が不利ですよ。

委員： プラント機器は基本的に建屋内に入って、騒音対策がされています。

委員： 造成地盤は、土の種類によって音の伝達も違うはずなので、しっかりとデータを揃えてやっていると次にも繋がると思います。一つの考え方としては、砂礫等、色々な種類を比べて、構造や緑化によっても変化するので、設計が進んだ段階で、シミュレーションをして頂きたいと思っています。

### (3) その他

#### 非常時の電気供給について

##### 【概要】

非常時の電気供給について、現行の法律では市民プラザへ臨時的に電力供給することは難しいですが、今後も社会動向等を踏まえ、柔軟に対応していくことが確認されました。また、相互融通が可能となるように、周辺自治体と協力し、電気事業法の規制を緩和するよう、経済産業大臣へ要望を出している旨の報告を行いました。

##### 【発言要約】

- 委員： 非常時の電力供給について、電力会社にも聞いてみました。高圧でのやり取りをするはずなので、そう簡単に市民プラザへの電力供給は出来ませんが、事前に変圧器を含めた装置を準備しておいて、非常時に切り替えるといったことを考えないといけません。そういった非常時の対策を経済産業省と川崎市で話をして頂きたい。非常時対策としては、法的にも可能だろうというのが、感触的に分かりました。事前に橋処理センターと市民プラザを電力線で繋いでおけば、他の電力供給がなくなったときに非常時の設備として橋処理センターから市民プラザに電力供給できるということになります。そうすれば、市民プラザにも電力が確保できるので、ケータイの充電なども、市民プラザの方で対応が利くよう、加味して頂きたいと思います。
- 事務局： 非常時に切り替えて電力供給を行うというアイデアは、とてもいいと思います。もし実現すれば、使い勝手もよくなると思います。同じ思いがありまして、2年ほど前から、東京電力や経済産業省と市民プラザに切り替えて電力供給出来ないのか整理をしてきています。結果的に、橋処理センターと市民プラザとで、そういった切り替えというのは、今回のケースでは難しく、現行の法律では無理でしょうということでした。それを踏まえて、前回の検討協議会でも、同じ御質問があり、現行の枠組みの中では、難しいですというお話をさせて頂きました。
- 委員： 3.11以降、経済産業省も柔軟な対応をしていますので、具体的に形にしていけば、具体的な話ができると思います。
- 事務局： あくまで、現行の枠組みの中では難しく、不可能であるという結論ではありませんが、仰る通り 3.11以降、電気についての法律が見直されており、運営の面でも手を加え始められているという動きがあります。その法律改正がまだ追いついていない状況になりますので、今判断する材料としては、不可能という回答しか出来ませんが、これから橋処理センターを建設していく長い期間で、法整備され、状況が変わる可能性があるため、柔軟に対応していくことを考えています。
- 委員： 東京電力の方は、おそらく一般論で話をしていますが、経済産業省にも

確認をして、今の段階では無理だと返事を頂いております。

委員： 経済産業省の何課ですか。

事務局： 経済産業省関東経済産業局資源エネルギー環境部電力事業課です。さいたま新都心にあります。

委員： それは経済産業局ですね。

事務局： そうです。経済産業省関東経済産業局です。電気事業の受付窓口になります。

委員： 私も資源エネルギー庁の方と話をしましたが、3.11以降かなり変わってきています。新しい方向としては、非常にチャレンジャーですし、いいことなのでそれは是ではないかと思えます。しっかりやっていたら、法律改正も行政から出せますから、検討していけばいいのではないのでしょうか。

事務局： 条件が揃えば、非常にいいアイデアなので、柔軟に対応していきたいと思えます。

委員： 昨年度にも、電気事業制度の運用が見直され、これから、またさらに変わると思われますので、今度さらに進んでいく可能性があります。

委員： 今後できる可能性があるのですね。それならば、その設備をある程度想定して作っておいた方がいいように思います。

事務局： 整備計画の中でも、電源を取り出す準備までは検討できますので、今後必要になれば取り出すことができるよう想定して進めています。

委員： 既存の橋処理センターも隣の粗大ごみ処理施設や、橋コミュニティセンターに電力供給を行っています。それは、同じ敷地内にあり、法律上も問題がないので、出来ています。事務局が言ったのは、そういった準備をしておこうという話です。

事務局： 今後の展開として、期待できる部分はあると思います。耳にされた方も、いらっしゃるかもしれませんが、スマートグリッドや電力融通という形として、国が動き始めているところになります。今と何が違うかという、現行の法律だと、双方向からではなく、必ず一方から電気を供給しなさいとなっていますが、スマートグリッドという構想が、今後実現されれば、蜘蛛の巣状に電線を張り巡らせて、四方八方から電気を受けられるというイメージです。そういうことになれば、市民プラザに電気を送ったり、非常時に切り替えたり、他にも電気を色々なところに供給していくということが期待できるので、早く法整備され、状況が整ってくることを期待したいと思います。

会長： 要望書を出してみてもどうでしょうか。

委員： 川崎市だけではなく、他都市と合わせて出しています。周辺自治体の市長名等で経済産業大臣へ、要望しています。

委員： 焼却場を抱えている都市で、協議会を作っています。3.11以降焼却場が

駄目になったところありません。あれだけの地震を受けて、焼却場はしっかり動いており、これだけ強靱な施設はめったにありません。これからも、強靱な焼却場を作るといった強靱化計画は進められ、そこが防災の拠点となり、電気などを供給すべきだと研究会で議論されているところもありまして、それを踏まえて要望書を上げており、法律改正も含めて、要望を出しています。発送電の関係が一時期変わろうという流れがありました。今は停滞しています。発電所は発電所、送電設備は送電の会社と分かれてくれば、すんなり行くように思いますが、今の段階ではかなり、難しいと思います。

委員： 要は売電の問題だと思います。

委員： 電力会社も自分の仕事を守りたいと思っています。

委員： ただ、危機対策というと、売電するわけではないので、別の観点で済むのではないかと考え方があります。発送電とかではなくて、危機対策、災害時の緊急時のニーズとなると、発送電とはまた別の観点になると思います。

事務局： その要望は、川崎市だけでなく他の都市からもありまして、災害時も踏まえて電力の相互融通をやってくださいという要望が出されています。川崎市でも2年前、川崎市総合企画局から九都県市首脳会議ということで、東京都副知事や、神奈川県知事含めて、近隣の知事、市長から要望書は出しております。その要望書の内容としては、3.11を受けて、相互融通が可能となるように電気事業法の規制を緩和することとして、働きかけはしておりますので、状況が早く追いついてくることを期待しています。条件が揃えば橘処理センターでも柔軟に対応できるように考えていきたいと思っています。

会長： 今の状況では、施設面で準備可能な部分を設計していく方針ということですね。

事務局： それを想定に入れてということですか。

会長： 他になければ、これで終わりにしたいと思います。